

令和3年第7回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和3年12月10日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
11番 押山 義則	12番 菊地 利勝	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

10番 須藤 軍蔵

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	佐藤 吉郎	総務部長 兼 総務課長	押山 正弘
産業建設部長 兼 農業委員長 兼 事務局長	菅野 昭裕	教育部長 兼 生涯学習課長	作田 純一
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
環境保全課長	伊藤 寿夫	産業課長	渡辺 雅彦
建設課長	杉原 仁	会計管理者 兼 出納室長	中沢 みち子
教育総務課長	橋本 哲夫		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第74号 福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定について

議案第75号 大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第76号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第77号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第78号 令和3年度大玉村一般会計補正予算について

議案第79号 令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第80号 令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第81号 令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第82号 令和3年度大玉村水道事業会計補正予算について

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

閉会中の継続調査申出について

(1) 総務文教常任委員会

(2) 産業厚生常任委員会

議員派遣の件について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、藤田良男、渡辺一樹

一般質問者目次

8.	3番	菊地厚徳	P. 85～
9.	6番	佐原佐百合	P. 93～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、10番須藤軍蔵君より欠席届がありましたほか、11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、環境保全課長、伊藤寿夫君から、業務の都合のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

3番菊地厚徳君より通告がありました「村の農畜林業の考え方と農業振興公社の役割について改めて問う」の質問を許します。3番。

○3番（菊地厚徳） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして発言させていただきます。菊地厚徳です。よろしく願いいたします。

今回は、いろいろコロナその他で皆さん大変な中、一つまた新しいコロナということで、なかなか終息を見せないところでございますけれども、今、皆さんの、我々のというか、日本の大変な課題となっているのは、新聞によりますと、2020年の出生数ですか、これが84万835人という数字が新聞で書かれていたんですけども、ちょうど私が生まれた頃の、ひのえうまという人口が少ないということなんですけれども、その年でも136万974人という、これはスマートフォンで調べた数字なんですけれども、そういう人数がありました。その当時から比べましても、かなりの人口減少ということになっているんですけども、それからもう一つ、新聞の中で、65歳以上の人口はということで同じように出ておりましたので、発言させていただきますと、3,617万人ということでございます。3,617万人ということで、これは、語呂合わせが私好きでさせていただくんですけども、3,617、「去ろう、いいな」と例えば読みますと、年配者はもう早く去ればいいのかという、そういう思いも湧いてきますけれども、でも、これからの時代というのは、年齢ではなくて、皆いろいろな意味で総活躍という流れでなっております。幾つになっても自分たちのやれることを見つけて活躍できる場を求めていくというのが、これからの我々に課せられた使命ではないかと思っ、私もその中の一員として頑張っていこうと考えております。

それでは、質問をさせていただきます。

質問書のところで、村の農畜林業の考え方と農業振興公社の役割についてということで、今回、新聞の記事になるんですが、浜通りには整備を計画している国際教育研究拠点の運営を担う新法人の設立を、2023年春に特殊法人として検討を進めていることが政府から発表されました。農林水産業を含めた5分野の研究開発があり、産学官が一体となった人材育成の推進などが盛り込まれております。

農畜林業を基幹産業として位置づける本村にとって、何を残して何を变えていくべきかということ、これは、まさに村長や教育長のお話にもありますように、不易流行という言葉が頂戴しておりますけれども、その言葉の意味を受け止めさせていただきますと、村の方針としても、何を残して何をつないでいくかという、その選択が求められているときではないかと考えております。地域では何を生かして、地域に根差した産業の在り方というのはどういうことかということ、その理想と理念についてぜひともお話を伺いたいと思って、今回の通告書を書かせていただきました。村の土地柄を考えた政策、一体どういうものがあるかということで、お話を伺いながら、私もそのところで思うところを発言させていただきたいと思っております。

それでは、1番目の質問をさせていただきます。

農業の大規模化が進む中で、小規模家族農業が再評価されております。大規模農業のイメージが強いアメリカでも、小規模農家に向けての支援が幾つもある。その背景には、1980年代の輸出志向の農政によって家族経営の農家の倒産や離農が進んだことが挙げられるとしております。2022年1月1日、来年からですけれども、RCEP、これは地域的な包括的経済連携ということで、東南アジアの諸国が加わっておりますけれども、これが、RCEPが発効される予定でございます。

企業農業でないとこれからは競争に勝ち抜いていけないという、そういう見解もありますけれども、この小規模農業、日本は小規模で頑張っている家族農業が中心なんですけれども、小規模農業であれば、初期投資が少額で済み、多様な人材確保のためには有利な条件であるという、そういう見方もございます。

それでは、1番目の質問をさせていただきます。

農家の担い手不足の対策としては、農業の生産性を向上させ、農家の所得を上げることが重要と考えておりますけれども、村で考えられるような所得向上策というのは、抽象的ではありますけれども、考えるところをぜひお話を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

村で考えられる所得向上策というお尋ねでございますけれども、農業におきます所得向上策というものにつきましては、いかにして商品に付加価値を与えて商品価値を上げ、他のものと差別化を図っていくかということであるかと思っております。

このため、農産物をブランド化するというのも重要な所得向上策の一つというふうにご覧いただけます。現在取り組んでおります米のブランド化もその考えの一環ということでございます。

また、野菜などに関しましても、収穫時期をずらす、あるいは、例えば他の産地の例ですと、雪下野菜ですとか、そういった商品価値を上げて差別化を図っていく、そういうのも一つの方策であるということで考えておきまして、現在、本村におきましては、ビニールハウス等の設置補助も行っており、こういった施設栽培、こういったことによって、端境期だけでなく、収穫時期をずらしたような栽培方法によって商品価値を上げていくということも考えられるということで、今後とも、関係機関と情報を共有しながら、協力をいただきながら、農業者の所得向上につながる生産方法等の支援を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

今、部長のほうから、米のブランド化と、それから雪下野菜とか時期をずらした端境期の施設栽培とか、そういうことの具体的な内容をいただきましたけれども、次の質問で、生産性の向上ということで、野菜の向上策、それからブランド力の向上ということで、同じ内容のことを今お答えいただいたんですけれども、具体的などというところで、例えば米のブランド化、名前をつくって、品質を上げるという意味では、例えば甘味であるとか歯ごたえであるとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、今答えていただいたこと以上に何か具体的にあるようでしたらぜひお伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

現在進めております村内産米のブランド化ということでございますけれども、福島大学の食農学類におきまして、産米の食味分析と併せまして、微細構造分析という調査を実施しており、また、土壌分析も並行して進めているところでございます。

この分析調査を担当いたしております福島大学食農学類の新田教授は、水稻の根の形成と米の品質、食味の評価解析に関する研究で日本作物学会賞を受賞されている先生でございまして、大玉の米がなぜおいしいのかというふうな、そういうふうな分析を、こういった微細構造分析の調査を実施した上でブランド化を確立しているというふうなことによって、他との差別化を広くアピールできるのではないかとというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

私も新田先生のお話を伺って、これはすごいなと。おいしさを目で見られるというのは、なかなか感覚的なものというのは説得力がございまして、この微細構造分析というのは本当に有効だと思って、大玉村がそういう意味で、この間伺ったところでは、どの地域も米はおいしいんだと。差がなくという意味ではなくて、それぞれのおいしさがその構造から見られるということなんですけれども、逆の意味で言います

と、あちこち作ったところ、じゃ、ここは何がおいしいんだ、ここはどういうふうにおいしいんだというところで、大玉村はかなり標高の高いところから地域の4号線のほうと土壌の違いもありますので、逆の意味で、そこはどのようにおいしいのかという、そういう捉え方もできるなというので、とても有効な技術だと私も感心して伺っておりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2番目の質問です。

東北電力は企業や地元農家に省エネ小型植物工場ということで提案しているということなんですけれども、この工場の話についてまずは内容を質問させていただきますけれども、1番目です。

政府は2040年までに有機栽培の耕作面積の割合を25%にする目標を掲げていると。農業振興公社での農家のこれからの支援策としても考えられないかということで、今の考え方ですけれども、ぜひお話しいただければ。お願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

農林水産省が先頃示しましたみどりの食料システム戦略におきましては、2040年度までに次世代有機農業技術の確立、2050年までに有機栽培面積の割合を25%にするという目標を掲げてございます。

有機農業は環境に優しい生産方法であるという認識はございますけれども、現時点におきまして、生産性の問題、あるいは非常に農家に手間暇がかかるというのもまた現実ではないかというふうに考えてございます。

このため、来春発足いたします農業振興公社におきましては、今回の戦略で示されましたこういった技術の検証や、実験的あるいは試験的、こういったものにも取り組んでいきまして、これらの結果を農家の皆さんに技術と情報という形で還元をしていければというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

積極的な発言と私取らせていただいたんですけれども、例えば、今、有機農業については、生産性と、それから手間暇がかかるというお話だったんですけれども、実に、有機農業という捉え方ではなくて、自然農法、例えば農薬を使わないという方法、いろいろ広げさせていただくと、手間暇の意味では、自然農法とか、全然耕さないとか、それから草を刈ったところにそのまま植えていって、その根張りを利用した農法ということで、逆に、今、振興公社でそれを検討しながらということでしたら、ぜひその中で、どういった生産性、それから優位なところがあるのか、手間暇を省くというのはどういうことなのかというのを検討していただきたいと思います。

いろいろな農法がございまして。大玉村は、この土地柄というところでは、標高の高いところ、それから低いところ、土壌の違い、いろいろございまして、ぜひとも、

振興公社で検討に値するものを研究していくということでございましたので、よろしくご検討いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2番目に、佐渡島では、天然記念物のトキの保護を目的とした、JAの協力を得て有機栽培で豊かな生態系を復活させるトキの繁殖に成果を上げている。有機栽培の資材もあるので、JAの協力を得て可能な地域で無化学肥料などの栽培はできないかということで、先ほどの有機栽培にもつながるかもしれませんけれども、ぜひご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

無化学肥料というふうな栽培ができないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、環境に優しい栽培方法というふうにも考えることもできるかと思いますが、これもまた、例えば雑草ですとか虫ですとかというものに対して、非常に農家さんの手間が増えるということも懸念されるものでございます。

カメムシ防除の農薬につきましても、生物農薬の有機農薬というふうな実証もございますが、これら実証が少なく、また、価格も非常に高価になるということから、生産性という点では大きな課題があるというふうにも考えてございます。

また、現時点で、本村における水稻作付につきましては、ほとんどが慣行栽培ということが主流になっておりまして、例えば、村を挙げて、あるいは地域ごとというふうな形で取り組むには、地域の皆様からご理解を得る必要があるというふうにも考えておりまして、現段階で無農薬ではなくて無化学肥料あるいは無農薬、こういった栽培ということを現時点で推進していくというのは難しいものというふうにも現在考えているところでございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 今、先ほどと同じように、やはり生産性ということで、農薬に関しては、JAのほうでも有機栽培というジャンルの中でもいろいろな農薬は出ておりますけれども、例えば、今、大玉村全域で一斉に何か農法として新しいものに取りかかるとということが難しいというふうにおっしゃっていましたが、一つ、次のことにもつながるのかもしれませんが、いろいろそういう意味では、例えば、農薬を散布した、何かをやると言ったときに、大玉村は安達太良山からの吹き下ろしになっております。ですから、高速道路のところから東側のところというのは、ある意味ではいろいろな農薬を使ったり何かしたときに交ざるんですけれども、標高の高い位置のところ、例えば、この間拝見させていただいて見たんですけれども、大体のところは段々畑とか棚田とかそういう感じになっているんですけれども、大玉村はきれいに構造改善されております。上の安達太良山の標高の高いところの水田とかそういうことでしたら、ぜひともご検討いただけるような地域性がうかがえるのではないかと、私いろいろ拝見して、狭い範囲でもそうですけれども、実験的な可能性として、ぜひとも農業振興公社のほうでお考えいただければありがたいかと存じます。

いろいろな可能性を探るという意味では、大玉村はとても恵まれた地域でございます。ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。

(3) 番目といたしまして、マウスを対象にした実験で、農薬の殺虫剤に含まれるネオニコチノイド系の薬品が、これは成分ということですが、自閉症を引き起こす可能性があるという実験結果が10月、これはテレビ、それからそのテレビがネットでTBS系ということだったんですけれども、報道がされておりました。それを拝見いたしましたして、テレビ、新聞、ラジオという、そういうメディアがありますけれども、今インターネットが主流になっておりますけれども、そういうメディアの中で取り上げられたということが今回の中心になっております。

それじゃ、1番目の①の質問をさせていただきます。

今、ネオニコチノイドというと、ヨーロッパの諸国だけでなく、東南アジア諸国でもその農薬を控えるという使用禁止の国がございます。農薬では、例えばJAで登録されているような農薬が、やっぱりこれはどうしようかといったときに、自治体の判断でその方針を決めることはできると思うんです。それがこれから、有機栽培とかそういうことだけに限らず、今こういう形で世界が取り上げているということなんですけれども、これ、1番と2番、同じような内容になってしまっているの、まとめて質問をさせていただいて、全体の見解としてお話を伺いたいと思います。

そのネオニコチノイド系を考える一つの方策、方針を、不易流行という言葉を用いてさせていただきますと、何か僭越ではございますけれども、私、まだ議員になって2年ですけれども、でも2年たちまして、いろいろ立場が違いますと見え方が違ってまいりました。

そして、今、②のほうにも書かせていただきましたけれども、地方自治は民主主義の学校である。私ども、中学生ぐらいのとき、そんな話が学校の社会の授業であったんですけれども、その中で、首長と議員を直接選挙で選ぶのが二元代表制という言葉も出てきたんですけれども、住民の声を直接反映することができるということで、やっぱりそういう意味合いで、この世界で懸念されているネオニコチノイド系の農薬ではありますけれども、そういうものの、それから大玉村が今、若い人口が増えているという、そういう状況にあって、他国で使用していないような農薬を使用しているということについてぜひとも村長のご見解を伺って、我々もいろいろな意味で、解決策もそうですけれども、不安になっているというのは確かだと思えます。いや、大丈夫だと。大丈夫なんですけれども、何が大丈夫なのかというのを、確かにこれはこうだという形で受け止められなければ、不確実な情報や何かというのは余計な不安を生みますので、ぜひとも含めてご見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

ネオニコチノイド系の殺虫剤ということで、代表的なものでありますと、村内では

水稲カメムシ防除が挙げられるかと思いますが、村では昨年、この無人ヘリによる水稲のカメムシ防除の共同防除に対する補助を色彩選別機利用に対する補助に切り替えたところでございます。これは、補助によってこの防除を推進してきたものを他の方向に振り向けるというふうな方針を転換したものでございます。

こういったことから、これらについて村が使用を推進するということではございませんが、この使用に関しては、現段階においては、国で認めている農薬について使用を禁ずるということもできないというふうに考えてございます。

現在、農林水産省と環境省において、農薬登録時の安全性あるいは動植物に与える影響評価について、使い方によって受ける影響も考慮して、評価方法を見直すことという方針を示してございます。

したがって、先ほども申し上げましたが、現段階においては、国内で使用が認められている登録農薬について使用を禁ずることはできませんが、村がその使用を推進するということもございません。これが現時点の村の姿勢でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

本当に私もネオニコチノイドは初めて議員になったときに取上げさせていただいた課題で、その前にお一方質問がございまして、それで村の方針としてということでお話しいただいて、私もそのところは強調したかったんですけども、村で補助を出していたのを色彩選別機の補助ということで、積極的にそれを受け入れるということではなくて、きちんとしたところで、村の方向性としてはそれを積極的には考えていないということをお示しいただいたということで、私もとてもありがたいと思ひまして、いろいろこれからについての検討ということは何っていたんですけども、今回、私、このネオニコチノイド系について、そのニュースの中で、エピソードになるんですけども、少し大玉村というこの特徴を見たときに、前回もそうですけれども、防災に、水田や何かで、たくさんの水田がございまして。防災として、水田を利用した防災ですね、田んぼダムという考え方がございましてけれども、そのたくさんの水田があります。

そして、見ていただくと、簡単に書けます。山があって、川があって、里があって、水田があってという、本当に自然の循環作用がこの大玉村は絵で描いたようにできているんですね。簡単に、例えば、子どもたちに理科の授業をしようとする、大玉村の略図を書くと、できます。ここに山がある、川がある、そして水田があって、それが川に流れ込んで、阿武隈川に行くと、そのまま仙台湾に注ぐんだよと。仙台湾に注ぐと、そのところで仙台湾の海を川の水が入って豊かにしてくれるという、そういう流れがございまして。

ぜひとも、この考え方、循環という考え方なんですけれども、大玉村、今、農業のことをいろいろ考えるというところで、せっかくネオニコチノイド系の薬剤についての考え方を、積極的ではないにしても、できる範囲で方向性、今回のテーマは不易流行ですか、そのところで、しっかりとした方針はやれるところで地方自治ということこ

ろでお示しいただいていると、私、重々受け止めております。その上に立って、今回こうやってテレビで放送されたというところを受けまして、そのことについてどういうふうにじゃ具体的に考えているんだということを私なりに受け止める。じゃ、これを、皆さんの不安ということを払拭はできないまでも、それについてどういうふうに考えているのか、方針を取っているのかということを受け止めていただく上でも、決して悪いことではないという考えで質問させていただいております。

そして、もう一つですけれども、大事なことは、その循環の流れのところ、大玉村、大事なところは、田んぼダムがありまして、山があります。山と、この間の私のその流れの中にもございますけれども、里山というところは、皆さん、武田議員もそうですけれども、山をどういうふうに手入れするか、林業ということもございましたけれども、その流れの中でトータルに、例えば今言ってくださったようなことで、川を考える、山を考える、その生態系を考えるというところで、農業ということを見ると、人の生活も含めて、その中では何があるかという、実は……

○議長（菊地利勝） 3番さん。

○3番（菊地厚徳） もう一個だけお願いします、もう一つ。

○議長（菊地利勝） 質問の内容に関することだけをお願いします。

○3番（菊地厚徳） はい。ネオニコチノイドというそのことを一つのきっかけといたしまして、じゃ、農薬ということ考えたときに、今、生態系のことになるんですけれども、今、山があつて、川があつて、それから海に流れ込むというところで一つありますけれども、その中で、同じ条件のところ、例えば、これ新聞になるんですけれども、これは瀬戸内海の話が、今、瀬戸内海も山がちです。中国山地からあつて、それがちょうど淡路島があるところなんですけれども、淡路島のところに川が流れ込んで、田畑があつて、そこから流れ込んだという状況で、生態系があつて、魚が取れなくなっている。海の魚が取れなくなったというので、原因は何だろうといたら、川の上流の浄化設備や何かで排出規制をして、有機物や、それから汚れの部分が肥料になっていたのが少なくなったからじゃないかということで、魚が減少したのはそれが原因だろうというふうに言われているんですけれども、これは中国の瀬戸内海のことなんですけれども、中国山地の反対側のほうには宍道湖というのがございます。その宍道湖には、まだ魚がいるんですけれども、こっちはイカナゴなんですけれども、あつちはワカサギでございます。そのワカサギの部分も、実はその湖の中にあるんですけれども、そこの……

○議長（菊地利勝） 3番さん。

○3番（菊地厚徳） 今、ネオニコチノイドです。

○議長（菊地利勝） 3番さん、通告書にないでしょう。

○3番（菊地厚徳） あります。

○議長（菊地利勝） どこですか。

○3番（菊地厚徳） ネオニコチノイド系の使用について。ちょっと頭が外れておりましたが、これ、今……

- 議長（菊地利勝） 時間あるからという意味じゃないんでしょうね。
- 3番（菊地厚徳） 分かりました。違います。ネオニコチノイド……
- 議長（菊地利勝） 終わってください。
- 3番（菊地厚徳） 分かりました。今……
- 議長（菊地利勝） 終わってください。
- 3番（菊地厚徳） 分かりました。

そういうことで、今、生態系ということ、同じ状況のものがあるということなんですけれども、どちらもネオニコチノイドを1993年から使っております。そのところから、魚の量が激減した。つまり、里の山の状況が川を流れて海に影響したのではないかということになっております。

ぜひとも、その循環の仕組みを含めて、大玉村はそういう自然の流れを考える上では非常に有効な村であると思います。とても、これからの未来、それから人類、地球という大きな視点で考える立場で、SDGsもそうですけれども、自然の大事さを実感として、農業とともに歩める村ではないかと思えます。ぜひとも、その辺を踏まえたところで、農業振興公社のご検討を、私としては、基本は農家ですので、農業的な視点から拝見させていただくとそういうことになりますので、ぜひともご検討をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（菊地利勝） 3番さんに申し上げます。

一般質問につきましては、毎回このようになっていますので、次回もこのような場合は、議長として、いかがなものかということで議会運営委員会にお諮りしますから、注意してください。

- 3番（菊地厚徳） 失礼しました。
- 議長（菊地利勝） 終わりですか。
- 3番（菊地厚徳） はい、終了いたします。
- 議長（菊地利勝） 以上で、3番菊地厚徳君の一般質問を打ち切ります。

6番佐原佐百合君より通告がありました「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の対応は」ほか1件の質問を許します。

6番。

- 6番（佐原佐百合） 6番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして2点質問させていただきます。

ちょっとまだ気持ちが落ち着かないのですが、ちょっと抑えながら頑張りたいと思います。

自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の対応について伺います。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、進化したデジタル技術で人々の生活をよりよいものへと変革することです。

政府は昨年、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針及び2020改訂版デジタル・ガバメント実行計画を閣議決定し、自治体DX推進計画を策定し、自治体に関

連する施策を多く盛り込みました。ICT（情報通信技術）を活用し、行政サービスにおける利便性の向上や業務の効率化、システムの高度化のために基盤を整え、効果的に取り組むためには、自治体全体として足並みをそろえて着実に進めていくとっております。

デジタル化の実現で、村民や行政がもっと便利な社会になるのではないかと考え、そこで伺います。

本村では、政府の策定した自治体DX推進計画をどのように捉えて進めていくのかをお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の自治体DX推進計画関係でございますけれども、まず令和2年12月25日に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針におきまして、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というものが示されました。

また、令和3年9月1日より施行されましたデジタル社会形成基本法第14条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」というふうに規定されております。

したがって、国の法律、基本方針及び計画での趣旨を踏まえ、本村としましても、自治体DX推進計画は、国・県と連携しながら推進していかなければならないというふうには認識をしております。しかしながら、本村の人口規模や財政規模から、全てを実施することは困難な面も併せ持っているのは事実でございます。今後、国・県の情報や他自治体の実例を踏まえながら、効果も見極めつつ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

今説明があったように、認識はしているけれども、確かに市町村によってはいろんな課題があると思います、予算の面もあるでしょうし。ただ、これから進んでいくものなので、前向きに検討していただきたいとは思っています。

その中で、できるものもあるのではないかなという意味もありまして、何点か自治体DX推進計画の中の取組の事項について伺います。

自治体におけるDXの具体例として、マイナンバーカードの活用や各種行政手続のオンライン化などが挙げられています。マイナンバーカードの普及、浸透については政府も力を入れています。

そこで伺います。

マイナンバーカードの普及状況と手続の方法について伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 6番議員さんにお答えをいたします。

平成28年1月より交付を開始しておりますマイナンバーカードの本村の交付の状況でございますが、今年11月末現在で普及率は26.4%となっております。

現在、職員が補助をしながら、住民生活課窓口を設置されている専用のノートパソコン端末で写真撮影をし、この端末から直接カードの交付申請を行うことが現在可能となっておりますので、マイナンバーカードの今後のさらなる普及に向けて、この窓口端末からの交付申請につきまして周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

職員さんの補助によって、ノートパソコンを利用し、更新の手続をしてくださっているということですが、普及について、写真撮影ができるというのをちょっと知らなくて、私も何人かに写真撮っていくんだよなんてお知らせしたら、役場で撮ってもらえたよなんていうお話がありました。

そんなことで、二本松市とか本宮市とかでは、きちっと情報提供しているんですけども、本村では、その辺の情報提供とかがまだされていないのか。あと、ほかの自治体になりますけれども、やはり普及のために、休日対応として、近くの磐梯町の例で言えば、リオン・ドールで休日対応していたりとか、あと総務省によると、出張申請の受付などによる何か支援もしているようなことも書かれていました。ということで、今、先ほどお話にあった以外で、まだ足りていない部分があるのかと思うんですが、今私が言った休日対応であったりとか、あとそのPR方法、そちらについてどう検討されているのか再度お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 6番議員さんに再度お答えいたします。

先ほど申し上げた窓口の端末からの申請、そのほかにつきましては、例えば、日中お勤めの方のために受付時間の延長など、そういったことも考えられますが、できるだけ職員の負担とならないような方策を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 再度確認です。

休日などは、職員さんの負担にならないということで答弁がございましたが、写真撮影は最初から行っていただけるんですか。先ほど更新という話だったんですけども、一番最初に手続に来るときから、写真を自分で準備せずに、ここに来て撮ってもらえるのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 基本的には、個人で写真を撮影し、またはスマホで自分の撮影をして申請するのが原則となっておりますけれども、窓口のほうで、当初より

最初の申請のための写真撮影ということも実施しております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番さん、マイクちょっと取りにくいので、近くでお願いします。
6番。

○6番（佐原佐百合） 基本的に個人であるけれども、窓口でもできるということであれば、そこを周知していただければなと思います。結構撮り方によっては申請を受理されなかったりする場合もあるようなので、また負担になるかとは思いますが、やれるところはやっていただきたいなと思います。

マイナンバーカード増えていると思うんですけども、マイナンバーカードを作っただけでは生活をよりよいものへと変革はできません。今マイナンバーカードを持っていて便利だと感じるができるのは、身分証明として使えることやマイナポイントが使えることぐらいでしょうか。

本村ではまだできていないのですが、本宮市、二本松市、玉川村、泉崎村のように、住民票などの証明書が全国のコンビニエンスストアのコピー機から取得できるようになれば、もっと便利だと感じるようになるのではないのでしょうか。

そこで、本村でもコンビニ交付ができないか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 6番議員さんにお答えをいたします。

住民票などの交付につきましては、皆様ご存じのとおり、役場庁舎と大山公民館2か所で現在行っている状況でございますけれども、コンビニ交付につきましては、議員さんおっしゃるとおり、休日、それから時間外、また、遠隔地にお住まいの方につきましては大変利便性の高いものと承知してございますが、導入費用、それから毎年必要になる運営の費用、こういったものが多額となりますことから、導入の費用対効果などを見極めながら、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 費用対効果、前回、いつだか分かりませんが、その話も伺ったんですが、玉川村、泉崎村は、じゃなぜできたんだろうという、そこもちょっと私は検証してはいないのですが、何か方法があるのかなと思っておりますので、県外に住んでいて証明書が必要になった場合とか、親に頼んだり、郵送してもらったりということも発生しております。最初は大変かもしれないけれども、業務窓口の軽減にもつながるのではないかなと思いますので、検討をお願いします。

マイナンバーカードの取得については様々な意見があると思いますが、デジタルサービスを求める人が増えてきているのも確かです。当面、デジタル、アナログ、両方のサービスを求める人に提供できるような対応が必要だと思いますので、必要な人が我慢するのではなくて、ある程度必要な人のレベルに持って行って、そこで選んでもらうというのが何かいいのかなと思いますので、難しいということですが、この件について村長の見解をお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6 番議員さんにお答えいたします。

デジタル化の流れは、これは当然の流れだというふうに感じておりますが、前にも政府は、世界に冠するデジタル大国と、インターネット等だけではなくて、情報処理についての世界のリーダーになるというような宣言を10年か15年前に行いましたが、実際は空手形で、今でも世界で一番遅れているという状況はあろうというふうに考えていますが、先ほどから話がありますように、30万都市と9,000の村、そして大山でも玉井でも取ることができるというふうになったときに、例えば経費をかけて、全国、東京で大玉の住民票を取るという方が年間どのぐらいいるのかということを考えますと、やはりどうしても小さな村の場合には費用対効果を考えざるを得ないということ。郵送等についても、これありますので、例えば職員に頼んで、職員が役場で代行して取るというような代替策も取れるのではないかなというふうに考えておりますので、どうしてもこのDXを推進すれば、小さな自治体は負担が増えるだけで、利用が非常に低調で、ほとんど使われないと。

マイナンバーカードについては、本人が欲しいと思わない限りは推進することはできませんので、今言ったように、私も持っていますが、一回も持ち歩いたことがないと。何にも使えないということもありますので、やはり国の姿勢というか、マイナンバーカードをどう使用するのかということの小出しにこういうふうに進めていっている感覚がありますので、その辺のことがやはり利用率の低下、発行率の低下に結びついているのかなというふうに感じておりますので、マイナンバーにカード関しては、個人が取りたいと思うようなものがない限りはなかなか進まないのかなというふうに感じておりますので、DXについては、なかなか小さい町村で、最初は国は補助金等で誘導しますが、必ず二、三年後には全額村費で賄うというようなことが、今までの事例もございますので、その辺は、やるべきもの、やらなきゃならないものは必ずありますので、その辺も含めて十分に検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

村長のお考え、ちょっと次のオンライン化のほうでも、併せてちょっと私の意見も言わせていただきたいと思うので、今伺っただけで申し訳ないんですが、村長の考えは分かりました。

次は、自治体DX推進計画の中では、マイナンバーカードを使ったオンラインの手続も重点の取組として盛り込んでいます。

そこで、本村の行政手続のオンライン化の現状と課題などを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 6 番議員さんにお答えをいたします。

行政手続のオンライン化につきましては、平成29年度より児童手当関係の手続の一部を、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用した形で、マイナポータルよ

りオンライン申請を実施している状況でございます。

手続に関しましては、直接面談を必要とするものや、証明書など即時発行するものなど、内容によっては電子証明に適さないというものもあるという課題もございますが、順次、諸手続につきましてもオンライン化を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

現在、児童手当とか子育てに関することに対しての電子証明というところをやっているようですが、まだまだ進んでいないと思います。当初予算のときにも子育てワンストップサービスについて伺ったと思うんですが、使用料を年間5万2千800円払っても利用者はゼロなんていうこともありました。

先ほど村長のほうからも、マイナンバーカード持っているけれども、俺は何も使っていないというお話がありました。ただ、使用している人たちには便利なんです。

最近移住してきた方から言わせれば、手続がすごくスムーズだったと。デジタル化の進んでいるマイナンバーカードを使っている自治体のほうから転居されてくる場合は、そこに情報が入っているので、紙書くことなく申請ができたので便利だったよと。ただ、これは国の問題ですけれども、口座にひもづけがされていないので、そういうものについては書かなきゃいけなかったのが大変だったけれども、すごくスムーズだったので、マイナンバーカードでできることというのを村でやってくれるといいのというお話もありました。

特に子育て中のお母さんについては、子どもを連れていきながら手続というのはすごく大変らしくて、実際、大玉村のワンストップサービスだと思うんですけども、入っていったんだけど、結局は直接来てくださいというふうになったということがあります。

なので、もともとやっている方々からすれば、ちょっとやはり推進してほしいなと思っていますし、私自身も、自分のもそうですが、本当はこんなこといけないのかもしれないけれども、実家の親のカードを持っています。ある程度、親の分も身分を証明させられるときがあるんですけども、それ1枚あると、本人も連れていきますが、自分で手続できないわけですよ。だけれども、そのマイナンバーカードがあれば、証明できることもできますし、あと、やはり、これは自分のうちの例であれですけども、どうしても葬儀か何かで印鑑証明が急に必要になったと。だけれども、県外から来ている人なので、県外に帰れない、じゃどうするといったときに、もしかしたらコンビニで取れるんじゃないと言ったら、コンビニで取れたんですね。ということもあるので、これから若い人たちは、やはりコンビニで取りたいという声もあります。仕事を休んでまで来られないし、なので、できればできるものからやっていただきたいと思っています。

持っている人には便利です。なくてもいい人は、それで賄えるので全然いいと思

ます。なので、さっき個人が取りたくなければというお話だったんですけども、取りたい人、利用したい人もいるので、私は、あまりこういう人はいないのかなとは思いましたけれども、あえて便利な方法でやっていただきたいなと思ひまして、多分今後若い人たちにとっては必要になってくるはずで、これ私は自分で実験材料だと思っているので、できたときから持っていますけれども、なくなる制度なので、ぜひ今後、そういうマイナンバーカードが普及している地域から入ってくる人、そこに行く人たちのことも考えて、後れを取らないように、少しでも検討していただければと思います。

費用については、価格が書かれてあるものがホームページ上に上がっていました。確かに維持費大変だなと思いました。ただ、大きな人口割で単価も違うようなので、3年と4年については、町村によっては無料だったりということもあったようなので、もう一度そこら辺は検討していただきたいと思ひます。

政府は、自治体DX推進計画を2026年3月までを対象期間とし、自治体全体として足並みをそろえて着実に進めていくと言っています。そのためには、でも村長のお考えをちょっと聞いてしまったので、自治体のトップがDX推進の明確なビジョンを提示しなければいけないと思っているんですが、今、村長の話の聞いたら、ちょっと駄目かななんて思ひながら、とにかく進めるためには、職員が自発的に取り組める組織経営が必要不可欠になると思ひます。DXに必要なITツールを使う知識やスキルの教育も行わなくてはいけないと思ひます。ITやプログラミングなどの知識を持つデジタル人材の確保や育成も必要になってくると思ひます。

DXは、目に見える効果が出るまでには非常に時間がかかる取組だと言われてい、ます。少なくとも四、五年ほど期間が必要だと言われてい、ます。そのため、長期的な視点を持って、DXを実現するというトップの自覚と覚悟を組織方針として推進計画に落とし込んでいくことが重要だと思ひてお、ります。

そこで伺います。

デジタル人材の確保や育成が今後必要になるのではないで、しょうか、もう一度考えをお伺いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

推進しないということではないです。先ほど言いましたように、これは流れですので、きちっと対応しなきゃいけないと。ただ、9,000の村で対応できるものと、費用対効果を考えたら、先ほど言ったみたいに、例えば、50万、100万かけて、年間1件か2件しかないというんであれば、違うサービス方法を考えるということも必要かなという意味でお話をさせていただきました。

それからもう一つは、私は、国が行政システムを全国的に統一するということを数年前に打ち出しました。全然動いていません。ただ、DX推進計画を国が全国2026年までにやりますよと言っておきながら、自分たちがやるべきその全国の行政システムが一步も進まないということ。それから、福島県も、県内でそういう行政

システムを一本化したいということで、これは大分前から言っているんですが、進まない。ばらばらの中で、また村がそれに対応して一つ一つばらばらにやっていくよりは、やはりそういう流れもよく見なきゃいけないなど。

これは全国的な自治体からやっぱり国に対する要望だというふうに考えますが、やるべきことは十分理解をしておりますので、その辺は一つ一つ検討しながら進めたいと思います。

あと、人材については担当課長のほうから答弁させます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

デジタル人材の確保・育成というご質問でございますけれども、この計画の中にも人材の確保というのは重要であるというふうに記載をされております。そのため、国及び都道府県におきましては、自治体と連携して施策を講ずるというふうに計画には記載もございます。

規模の小さな自治体ほど、こういった専門人材の確保というのは大変難しいということは国も承知をしているところでございまして、今後、国・県からの支援または情報提供に基づきまして、さらに近隣市町村の動向も注視しながら、そういったデジタル人材の確保・育成には取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

立ち上げは大変かもしれませんが、軌道に乗れば、より職員さんの負担も減るのかななんて思います。より質の高い行政サービスの提供を目指すほうがよいと考えます。少しずつでもいいので、前に進んでほしいと思います。

次の質問に入ります。

村民に届く情報発信のあり方についてです。

インターネットの普及やICTの発展により、日常生活の中で情報発信のデジタル化が大きく進展しました。年代層やライフスタイルによって情報を入手する手段も多種多様です。せっかく情報を出しても、必要な人に届かなければ、各種制度やイベントなど、利用できないで終わってしまいます。情報が必要な人の傾向を理解した上で、情報発信の媒体を活用し、目的に適した情報発信をしないと、利用する側は知りたい情報が見つからない。後から情報を知り、残念に思うこともあります。そのようなことがないように、村民に伝えるだけではなく、伝わる、届く情報発信の在り方を考えなければいけないと思います。

そこで、様々な情報発信について伺います。

まず初めに、ソーシャルネットワーキングサービス、SNSですね、本村でも、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどのSNSの運用が始まりましたが、媒体ごとの活動状況と登録者数などの検証ができていますのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

SNS関係の活用状況、登録者数というお話でございますけれども、まず活用状況としましては、主に村の話題や各課からの情報提供、イベント告知、コロナ関連補助事業の周知、パブリックコメントなどによって利用をしているところでございます。

また、SNSの登録者数、フォロワー数というんですか、これにつきましては、まず1点目が村公式ツイッター、これが273人です。2つ目の村公式フェイスブック、これが691人です。3つ目の観光協会のインスタグラムですか、これが703人、4つ目の村公式ユーチューブが189人というふうな実態になっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 登録者数、ありがとうございます。

この人数だけではなくて、本当は、多分、年齢層とかが分かっただけのいいのかなと思います。ツイッターは、やはり若い世代に多い気がしますし、フェイスブックは、今本当に中高年の方々も利用されていますので、多くの方が見ると思います。その辺も今後見ていただければと思います。やはりインスタグラム、すごいなと思うのは、観光協会、本当に頑張って発信していますので、使い分けなどしていると思います。今後この年齢層などの分析ができたらいいなと思います。

次に、地区の組にまだ入っていない人から、広報おおたまはどこで手に入れることができるのか、また、役場に言えば郵送してくれるという声も聞かれます。

そこで、改めて、広報おおたまの配布先など、入手できる最新の情報をお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

ご質問のあった広報おおたまの配布先でございますが、現在、合計2,700部を印刷し、それぞれ配布しております。

配布先の詳細について申し上げます。

まず、村内世帯配布用として2,190部、次に関東あだたら大玉の会として110部、次に「日本で最も美しい村」連合加盟団体や県などの行政機関に対しまして120部、次に学校ですとか改善センターなどの教育機関、あとは社会福祉協議会などへ120部、続きまして富岡町のほうに60部、続きまして個人送付分として35部、その他予備分として65部、以上合計しますと2,700部になります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） その中で何点かお伺いします。

個人送付35部あるということですが、これはやはり言えば郵送してくれるということでしょうか。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

個人送付でございますが、大分以前から要望があった方、事情があつて組に交ざっていないですとかという方につきましては、個人の送付をしておりました。ただ、今年度に入りまして、時代の流れもございますので、ホームページをご覧いただける方は、ホームページ等でもそういった情報を取得できますので、一旦、アンケート調査を実施しております。ホームページとかで見られる方については、紙媒体で差し上げてしまうと、それがまたごみになってしまったりということもありますので、今後、そのアンケート調査に基づきまして整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） アンケート調査など努力されていたということを初めて知りました。引き続きよろしくをお願いします。

PLANTとか、でも無駄になっちゃうのかな。お店とかで手に入れることというのはできないんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

PLANT-5につきましても、毎月決まった部数をお届けしております。あと、個人の商店に関しましては、今のところ配布の実績はございませんが、もしご相談があれば検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 基本的には、地区の組に入っていて、そこで配布されるのが一番だとは思いますが、どうしてもやむを得ない事情があるという方には、そういう方法があるということで受け止めました。

次、情報を周知する手段の一つで、各世帯に回覧板やチラシを配布していると思いますが、組によって配布方法が様々ようです。紙でお知らせすることが一番いいのだと思うんですが、行政区長や組長さんの負担も大きいと思います。回覧板やチラシによる周知状況と効果などを検証されているのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

情報の周知関係でございますけれども、現在、基本的に月2回、区長さんでありましたり組長さんにお世話になりながら、チラシの配布等を行っているところでございます。

その効果としましては、やはり電子媒体を利用できない方の情報取得の手段として唯一の方法であること、また、紙ベースにより各家庭に届きますことから、お知らせがスムーズにしているというふうな状況、こういった現在の状況では、このような周知方法は最も効果が高いものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 非常に効果が高い方法であるということで受け止めました。

ただ、組登録は1世帯でも、敷地内に2世帯ある場合には、何か届かない場合もありますので、それはホームページのほうで配布チラシが見られることに改善していただけたので、そこは私も評価するところではあるので、このチラシ配布については、今のところ、区長さんたちに頑張ってもらいたいと思います。

最近、私は、防災無線で情報を得ることがあります。再度確認のために、チラシとかホームページ、村からのお知らせを確認するんですが、チラシやホームページに掲載されていないような内容もあります。防災無線の内容って大切なんだと改めて実感しているところです。

ただ、仕事や家事をしていると、防災無線が聞こえるところにはないので、情報が入らない場合もあります。最終手段が防災無線の録音を聞くか、ホームページの防災無線で放送している内容を確認するようになるという状況もあります。

そこで、公式ホームページについて質問いたします。

ホームページは、大量の情報を一元化し、タイムリーに更新できる優れた情報ツールです。高い情報発信能力を持つ一方、情報量が膨大で更新が随時されるために、簡単に欲しい情報にたどり着くことが難しい、検索機能を使って調べることが多い、たまに古い情報もあるといった声があります。知りたい情報を利用者が確実に入手できるよう利用しやすいホームページが求められています。利用者のニーズを把握し、ホームページの利便性を高めるためには、アクセス解析などが必要なのではないかと思います。

そこで、ホームページのアクセス数や多く見られているページの検証などは行われているのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

まず、アクセス数ということでございますけれども、その前に、ツールのほうのお話をさせていただきます。

ホームページのアクセス数や多く見られているページの検証、これに当たりましては、グーグルアナリティクス、全部横文字なんですけど、というアクセス解析ツールで把握、検証を担当のほうでしているということでございます。

また、ご質問の閲覧数関係でございますけれども、ホームページに関しましては、令和元年度が129万1,057人です。令和2年度におきましては84万3,174人です。令和3年度におきましては121万1,147人という、これ、3年度につきましては11月末現在でございます。

次に、ホームページの検索状況でございますけれども、これ、人数ではございませんで、一番多かったのが人権作文関係、次、ナンバー2でございますが、大玉村、これは全体の検索になります。3番目が農業作文関係とアットホームおおたまの検索関係がほぼ同じという結果になっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） グーグルアナリティクスで検索ができているということで、このデータを活用して効果的にホームページの改善とか運用を行うことは、ホームページの利用者にとっても、利便性や満足度を高めるだけでなく、住民サービスの向上などにもつながると思います。

ただ、人権作文とか農業作文、あとアットホームの検索が多いというのが、ちょっと意外でした。なので、こういった検証も踏まえて、見やすくなっていったらいいのかななんて思います。

次に、新しく移住してきた人は、地域と関わるきっかけが必要です。特に子育て世代のお母さんは、子どもが集まれる場所や参加できるサークルの情報を収集しています。イベントやサークルのことを知らなかったとか、どこに行けばその情報分かるんですかなんていう声もあります。

そこで伺います。

ホームページのイベントカレンダーに、今何も活用されていないんですが、イベントやサークルの活動情報を掲載することはできないのか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

まず、イベントカレンダーにイベント日程とかサークル、そういった行事等を掲載することは基本的には可能ではございます。現在、あまり情報が入力されていないというのが現状ではございますけれども、今後はそういった活用方法も含めて、掲載の充実には努めてまいりたいというふうには考えております。

ただ、まずは、今、利用がされていないというお話もございましたので、役場の中にも各部署がございまして、一番多いのはやはり教育関係になるかと思っておりますけれども、そういったところから発議決裁が上がってきた段階で、政策推進課の担当のほうでそのカレンダーのほうに入力をするということで、一歩前進をしたいと思っております。

ご質問のとおり、個々のサークル関係の日程をこれ全て載せるということになりますと、物すごい情報量に多分なってくるかと思っております。その辺につきましては、今後の状況等をよく見定めさせていただいて、可能であれば載せるようなこともあるかと思っておりますが、情報量が膨大になってくるような場合につきましては、ちょっと十分に内容のほうは検討させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） これをお願いすると、かなり仕事量も増えるのではないかなんていう懸念もありました。スポーツクラブなど広報に載っている情報でもいいと思いますので、できるところからやっていただければと思います。できれば、片手間で見ることのできるスマートフォン仕様にしていただきたくて、今広げると何かすごいこと

になっているので、ぜひお願いいたします。

インターネットの利用が急速に拡大する中、自治体に対して、誰もが支障なく利用できるようなホームページの対応が求められています。

本村でも、高齢者をはじめ視力の弱い方や色の識別が苦手な方に、音声読み上げによる対応が必要なのではないかと考えますが、村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

まず、村のホームページでございますけれども、音声読み上げには対応しておりますけれども、利用者自らが音声読み上げソフトを購入するか無料ソフトをダウンロードしてご利用いただくようなことになっております。

自治体によりましては、ホームページ内、音声読み上げ機能を持つものもありますので、次回、ホームページのリニューアルをする際などに、そのような機能の導入の有無を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ほかの自治体とかも利用されているようなので、ぜひもし今後やれるときには検討していただきたいと思えます。

次に、自動的に更新された情報を受け取ることができるコンテンツ配信フォーマット（RSS）、Wi-Fiのような扇型のマークが最新情報のところにあると思うんですけども、情報を受け取るために、先ほども言っておりましたソフトやアプリをインストールしなければならず、操作が難しいです。

今年の3月でも一般質問させていただきましたが、最近、最新情報を連動させるためにLINEの公式アカウントとか考えられないのかななんて思いました。より簡単な方法でできたらいいのにななんて思えます。考えをお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

現在の状況につきましては、今ご質問、6番議員さんのほうからお話ございました。今後この公式アカウントでの配信につきましては、おっしゃるとおり、LINEの利用者が増えていること、また、LINEで情報発信を行う自治体も増えてきている現状もございますので、本村におきましても、導入自治体やLINE株式会社からの情報を調査させていただきまして、効果や経費等を勘案しつつ、導入の有無のほうは検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） LINEの強みは新しいメッセージが自動で送られてくることだと思います。利用者が情報に気づきやすいことです。有料でなくても、無料の公式LINEのアカウントでも、今のところ村の最新情報を発信するのであれば大丈夫なのではないかなと思います。

私もLINEの講習会にオンラインで参加したりしてみました。あと自分もちょっと運用を始めているんですが、特に今のところ問題はないので、できるところから進めていただければと思います。

公式ホームページには、利用者に対し、誰もが目的の情報に迷わず到達できる使いやすさが求められていると思います。村民にとって大切な情報を得る手段であるホームページを、使いやすい、見やすいホームページへ見直す考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

このホームページリニューアルでございます。これは数年前より、こういった全面リニューアルに向けまして、補助事業の調査をするなど財源の確保を模索してまいりました。現在のところ、該当する補助事業がないというふうな状況でございます。

このため、本年度におきましては、政策推進課職員が、ホームページ制作の基礎知識またはSNSの基礎知識、そういったものを具体的操作方法や活用方法を学ぶための研修を受講しておるところでございます。今、盛んに現地に赴いたり、役場内でのオンラインですか、そういった形で研修を受講している最中でございますので、今後、そういった知識を習得できれば、ある程度ホームページを改良するというようなことも可能性はあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 職員の方が今一生懸命勉強されているということで、リニューアルもしくは使いやすくなるのを楽しみにしております。どこの自治体も同じような悩みは抱えていると思います。

今いろいろ聞きました。SNS、広報おおたま、回覧やチラシ、ホームページ、あと防災無線など、情報を届ける手段は様々です。全ての媒体で情報を発信すれば、職員さんの負担も増えてしまい、本来の業務に支障が出ると思います。情報が必要な人の傾向を理解した上で、情報発信の媒体を利用し、活用し、目的に適した情報発信をしたほうが良いと思っております。

本来なら不可能かもしれないんですが、私としては、どちらの方にも対応できる総合案内的なものを玄関入ってすぐに作っていただきたいというところが一番の思いです。たまに来ると、左に入らずに階段のほうに向かっていく人がいます。だったりとか、ちょっとやはり、何か庁舎は古くても、入ったときに笑顔で何か声をかけてくれて、そこである程度情報をもらえたり、そんなところがあつたらいいなと思います。

村民に伝えるのではなく、伝わる、届く情報の発信の在り方を考えていただきたいと思っております。

12月定例会の最後です。情報発信の在り方について、村長、最後お聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

総合案内の件については、過去に設置したことはございますが、その案内の職員がほとんど業務がないということで、この小さな規模で総合案内は、まずその職員がかわいそうというような状況ですので、設置する予定はありませんが、その分、窓口の職員にはしっかりと案内をお願いしていますので、そのトラブルというのは今のところ聞いておりませんので、そういうことです。

それから、広報については、かゆいところに手が届くような今周知をしているわけですね。だんだんそれがかゆくもないのに一生懸命それをかいてあげるみたいになりかねないと。ですから、情報の提供というのは、過度の情報提供はアクセスする意欲を失ってしまいます。

欧米では、情報には自らアクセスすることが原則です。ですから、個人に通知をするようなことは皆無だと思えます。研修で行ったときも、今の状況も聞いております。ですから、日本の場合には、情報というのは受け取るということがベースになっています。本来は、自分にとって必要な情報は自ら取りに行くというのが世界的な流れだというふうに聞いておりますので、そうはいつでも、ここは日本ですので、そういうふうにやってきてしまったという部分もございます。

一度、広報おおたまに集約しようということで、区長さんの負担を減らすためになるべくチラシを出さないということを数年やったことがあります。ほとんど広報を見ていただけないというと、1か月に1回で情報が古くなると。何々やりましたというほうが、やっぱりどうしても広報おおたまの場合には主流になります。ですから、毎週出していた区長に対する広報が一番効果があったということで、また復活してしまいました。ただ、それでは区長さんが大変だということで、月2回にしたというような事情がございますが、先ほど言いましたように、情報の伝達手段というのは多岐にわたれば非常にいいわけですが、経費も職員の負担もどんどん増えていくということもありますので、この辺の伝達方法については、世代が替わってくればホームページ一本で間に合うとか、そういう時代はいずれ来るとは思いますが、そこまでの間は今の状態を維持して情報をお伝えすると。

あと、先ほどから言っている情報提供は、その情報が届かなくても生活に支障がないという情報でございます。ですから、個人の権利とか給付金とか、そういうものについては個別に郵送でお知らせをしておりますので、それについては、これからも大切なお知らせは個別の通知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 私も全ての媒体を使って情報を発信しろとは思っておりません。その媒体媒体に合ったやり方、あとそれを利用している人たちをきちっと選んでやったらいいのではないかという意図での質問でした。

今、勝手に届くわけではなく、勝手に届くのを阻止する方法もあります。自分で選ぶこともできます。なので、時代に合った、やはり子育てしていたり、仕事をしてい

たり、どうしても、欲しいんだけども、なかなか調べることができなかつたりとか、そういう方々もいらっしゃるの、大変かとは思いますが、定期的にいろんなやり方を見直していただいて、本当に全員まで行くのはなかなか難しいのは、それは重々承知しております。だけれども、必要な人もいるという、少数かもしれないけれども、そういう人たちもいるということもありまして、今回質問させていただきました。

長くなってしまったんですが、今後も情報発信についてはいろんな対応をしながら進めていってほしいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（菊地利勝） 以上で、6番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時45分といたします。

（午前11時29分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時45分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第74号「福島県特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） この項目の中で、原子力災害とか風評被害を被った関連企業とありますが、この該当する事業所、この村でおられるのか、その辺確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 11番議員さんにお答えをさせていただきます。

本村において該当する事業があるのかというご質問でございますが、この条例に関しましては、2020年度末が期限とされています従来の福島特措法、これが終わりますと、新たに避難解除区域等を対象とした企業の立地の促進、これに加えて、浜通り地域15市町村を対象としたイノベ構想の推進、あとは、県内全域を対象とした風評被害の対応のこの3つでございます。本村におきましては、風評被害のみの部分となっております。

この優遇措置を受けるためには、福島県内におきまして、特定事業活動指定事業者事業実施計画、これを作成しまして、県知事から指定を受けると。その後、特定事業活動の適切な実施について認定されるということによりまして、この風評税制が適用されるという内容でございます。

この中身につきましては、21年度から始まっているものでありまして、現在、本村において該当する企業、個人等はございません。県のホームページで公表している情報で、11月4日の時点での状況でございますが、4件ほど認定をされているようでございます。須賀川市における観光関連産業が1件、あと相馬市において実施される農林水産業関係のものが2件、あと福島市による事業者が本宮市において展開しま

す農林水産業関連施設、この4つとなっております。

ただ、これにつきましては、幅広い分野で、幅広いといえますか、いわゆる観光関係とか、あとは農林水産業、この縛りはございますけれども、業種的には多岐にわたっておりますので、そういった部分では、今後、村内の企業もしくは個人においても、そういった取組がなされる可能性はあるのではなからうかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第75号「大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第76号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。8番。

○8番（武田悦子） 来年の令和4年4月1日から、この国民健康保険税、未就学児についての半額というのが始まるわけですが、大玉村において、来年ですからはっきりとした人数は分からないわけですが、現在の段階で想定される人数、さらには減額されるであろう金額というのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 8番議員さんにお答えをさせていただきます。

来年の4月1日から施行される部分でございます。人数的には、現在的人数で申し上げますと、6歳未満、未就学児については22人が該当しております。

これにつきましては、減額ですので、7割減額、5割、2割とあるんですが、それを加味しないで、全て軽減世帯でないとした場合の金額でございますが、医療ですと通常2万2,000円、あと後期高齢だと8,800円の均等割でございます。これが22人分でございますので67万7,600円ということになっております。これが半額ということになりますので、33万8,800円、34万円程度の減額ということになります。

これにつきましては、4分の1については村のほうで負担、2分の1が国、4分の1が県ということで負担するという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 国でこの制度をつくったということ、大きな前進かなというふうにも思いますが、村で該当するのは僅か22名ということでありまして、33万8,800円、この4分の1が村負担ということだと、金額とすればごく僅かな村負担となるのかなと。この際、思い切って、この人数分の均等割をなくすという考えがないのか村長に伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 現時点ではまだ検討しておりませんが、按分率のときにまたお話をしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第5、議案第77号「大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

(午前11時55分)

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 再開いたします。

(午後 1時30分)

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 日程第6、議案第78号「令和3年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。2番。

○2番(渡邊啓子) 27ページの中段、③の産業振興センターの管理運営に要する経費、これ、施設修繕料として114万5,000円計上されておりますが、これの内容をお聞かせ願います。

○議長(菊地利勝) 産業課長。

○産業課長(渡辺雅彦) 2番議員さんにお答えいたします。

27ページ、産業振興センターの修繕費ということですが、こちら、合併浄化槽の蓋があるんですけれども、そちらが結構劣化しておりましたので、今回、ステ

ンレス製の密閉型のほうの蓋に交換するというものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。6番。

○6番（佐原佐百合） 13ページ、下のほうですね。5の財産管理費、③のふれあいセンター管理運営に要する経費、11の役務費の通信運搬費、通常電話料金とかかかなんて思うんですが、11万5,000円、こちらの内容を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

13ページ下段にございます③ふれあいセンター管理運営に要する経費の役務費関係でございます。

おっしゃるとおり、通常は通信運搬費で電話料等を計上しております。今回の11万5,000円につきましては、前回の議会のほうでご質問いただきましたWi-Fi設置、これにつきまして、3つの施設とも設置が完了いたしました。11月中の完了でございます。このため、12月から来年3月までの4か月分につきまして、使用料等を今回計上させていただきました。月額9,515円掛ける3施設の4か月分ということで、合計11万4,180円となります。そのため11万5,000円の計上でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） 17ページの㉑高齢者等インフルエンザ予防接種費用助成に要する経費、このインフルエンザワクチン、今年は少ないという話も聞いております。なかなか希望する人が全員打っている状況にないという話も聞いておりますが、大玉村は12月末までの期間無料ということになっているようですが、この期間を延ばすという考えを持っているのかどうか伺います。

25ページの⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費ですが、3回目のワクチン接種、国では6か月過ぎたらもう3回目を打ってもいいんじゃないかという話も出ております。大玉村では8か月たった方から接種券を発送するという、前、説明ございましたが、これの見通し、いつ頃から始められるのか、それはやはり8か月という枠が決まっているのかどうか伺います。

29ページ一番下、①観光の振興に要する経費の中で、委託料で地域おこし協力隊広告等業務委託料、地域おこし協力隊を募集するための経費というふうに伺いましたが、ここ観光費の中で取っているわけなので、観光振興にこの新しい地域おこし協力隊に仕事をしていただくのかどうかの確認をしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8番議員さんに答えいたします。

17ページの高齢者のインフルエンザワクチン接種業務の委託料に関係してということで、ご指摘のとおり、現在12月末までということで一度周知をしておりますが、こういった状況がございますので、国のほうも配慮するようということで、国から

通知が参っております。安達管内協議しまして、大玉村でも1か月延長ということで、1月末まで補助のほうは延長されるということで、こちらにつきましては、今週、区長回覧文書によって全戸に配布してございます。ちなみに、妊婦さんのほうも同じく延長でございます。

続きまして、25ページのコロナウイルスワクチンの接種関係ということで、こちらについて、3回目の接種について6か月か8か月かということがございますが、国のほうでも基本は8か月ということで申しておりますので、6か月は、特別な、例えばクラスターが発生したとか、そういった場合ということで、基本的には8か月ということで240日を経過した方からということになってございます。

安達管内2市1村で実施しておりますので、安達医師会さんと協議をして、どのように進めるかということで行っているんですが、現在、既に12月1日から、医療従事者については、もう8か月经過しておりますので、そちらから順次、接種券を発送して、接種をする形になってございます。

今後の予定、見通しなんですが、高齢者の接種とかが、3月ぐらいから本格的に接種が始まると思うんですが、その前に他の接種、5歳から11歳とか、そういったこともございますので、その辺も協議しながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

29ページ、地域おこし協力隊に関する業務の内容ということだったんですけれども、今のところ、民話茶屋のほうの関係で募集をしようと考えております。あと、そのほかに村の観光紹介等を一緒に併せて行っていただければというふうに今のところ考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 13ページの総務費の一般管理費の12委託料、その中に人事評価者研修業務委託料22万となっておりますが、これはどういう業務なんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

13ページ中段の①三役、職員の人件費関係でございます。

その中の委託料、人事評価者研修業務委託料22万円の計上でございますけれども、この業務につきましては、今現在も人事評価を実施しております。これは、職員の上司に当たります課長が1次評価者、部長が2次評価者で、副村長、村長とそれぞれ評価をいただいておりますけれども、1次評価、2次評価の課長、部長、ここの評価者につきましては、やはり評価にばらつきが見られます。これは個々人の評価になりますので、やむを得ない部分もございますけれども、これを研修によりましてある一定程度の統一性を持たせると。それによって、評価を受ける職員に対しても、当然不利、有利ということがないように、そういった統一性を持った評価をするため

の研修ということで、今年初めての取組でございますけれども、専門業者に依頼をいたしまして、そういった研修を実施するための経費ということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） 29ページの地域おこし協力隊についてもう一回伺いたいと思います。

森の民話茶屋を、今年休んでいるわけなので、その部分をまた始めるに当たっての支援なのかなというふうには思いますが、この地域おこし協力隊の人が民話茶屋をやるわけではないんですよね。どういう形で民話茶屋を再開させるおつもりがあるのか伺いたいと思います、どういう形で。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

森の民話茶屋につきましては、本村の持つ特性を生かしたすばらしい取組であったというふうに考えてございまして、村としてもこのまま終わらせてしまうのは大変惜しいというふうに考えてございます。

現在、地域おこし協力隊を募集しておりまして、今回計上いたしておりますのは、より広範な場所に広報し、人材を求めたいというふうな内容から、今回の予算計上をしたところでございます。

運営方法については、現在、今まで民話茶屋を運営してこられた方々と協議を行っていますが、村内で継続をされる方、もしくは地域おこし協力隊員がこちらの業務に就いて、地元の方々と関係を築いた上で運営をするということも視野に検討を行っているところでありまして、現在まで運営に携わってきた方々、これらの方々にサポートをしていただくというふうなことも考えているところでございます。また、民話あるいは郷土料理、そういったものについては、きちんと記録を残しながら、そちらもアーカイブとして活用できるような、そういうふうな取組も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 何点か伺います。

まず、15ページの教育施設等感染症対策に要する経費の中で、高校・大学生等図書購入支援に要する経費が、これ減額160万ちょっとありますが、この事業成果を端的に伺っておきます。

それから、21ページをお願いします。

21ページの障害者総合支援法に要する経費の中で、自立支援給付費、それから障がい児給付費、それぞれ計上されておりますが、それぞれ対象者数の総数、分かっているならば何うとともに、この金額、それぞれずっと何年か見てきたんですが、数字的に増加しているような傾向があると感じておりますが、どのような要因があると理解しておられるのか伺っておきます。

それから、39ページ、土木施設災害復旧費の中で、役務費として手数料2,100万が計上されておられます。これ議案調査の中でも伺っていた内容なんですありますが、改めて確認のため伺います。

これ受入れ手数料として伺っているんでございますが、これの受入先を確認するとともに、この支払い手順ですか、そういうものをどういう形でこれを支払っていかれるのか伺います。

それから、この2,100万の数字の根拠でございますが、1万6,500立米で単価が1,100円と伺いましたが、それで間違いはないのか。また、この事業、手数料というような形で予算化されておりますが、こういう選択はやむを得ない事情と言えるのか。また、実際、これは災害復旧工事であります。この手数料の発生しない処分方法は見つからなかったのか、その辺の確認をしておきたいと思えます。こういう言い方をするのは失礼なんです。当初計画が甘かったのかなんていう感じもいたします。

それで、また、この手数料の支払先、これ確認すると言いましたが、一応はアジア開発産業と伺っているんであります。処分先として、これは私の意見なんです。適当であるかということでございます。

それというのは、今年度、県の認可があって、この産業が事業開始されたと伺っておりますが、どの程度の事業計画で、事業概要をどのように理解されておられるのかも含めまして、議案調査の中では、このアジア開発の事業は盛土量が48万8,400立米と、とてつもない量の土砂搬入が計画されておられます。きちんとした地元説明会や近隣地の同意の内容は、行政として理解されておられるのか。

また、さらに申し上げたいのは、大玉村としてこの事業の安心・安全の確認はされておられるのかということでございます。県の認可ゆえどうにもならないでは済まない社会状況ではないかと考えております。

それというのは、熱海市での災害や、あれも人災と言われております。また、千葉県の盛土による土砂流出なども、いずれもそれぞれの自治体の指導監督責任が現在問われております。また、今回、端的に、1万6,500立米の受入れで2,100万、端的に数値的に考えますと、アジア開発のあの事業が6億から7億の利権が絡む事業展開が想定されると考えております。

大玉村が地域の安心・安全を考えたときに、こういった残土処理業者は、失礼な言い方かもしれませんが、それは勘弁願いたいのであります。事業展開に参加してほしくないとは私は考えております。現に、既に事業が始まった中で、道路利用などで、勝手に一方通行などの業者向けの看板など設置され、地域は困惑しております。県の認可ゆえに事業展開に物申せない。やっぱり村として、地域を守るための条例など考えてほしいと思えます。

そういった以上のような理由で、この手数料の予算措置のある意味で再検討を願いたいというのが私の考えなんです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

予算書15ページ、⑥高校・大学生等図書購入支援に要する経費、こちら減額ということで、その図書購入経費に対する成果ということでございます。

この図書購入費につきましては、5月に区長文書によりまして村内にチラシ、あわせてホームページに掲載、さらには防災無線での広報、こちら8回ほどしてございます。また、村の広報紙に掲載、あとM o t . C o mでのラジオでの周知、そして新聞ということで周知したところでございます。

475名を想定いたしました。そして、申請がありましたのが300件、63.2%の執行率というようなことでの不用残額の補正減ということでございます。

63%の方々、約300名ということでございます。こちらの方々につきましては、自宅での読書、そういったところで活用いただいているものというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

21ページ、障害者総合支援法に要する経費の19扶助費につきまして、こちら自立支援給付費及び障がい児給付費の補正予算についてのご質問でありました。

こちらの対象者につきましては、身体障害者手帳及び療育手帳所持者が対象となっております。人数につきましては、身体障害者手帳所持者は令和3年4月1日現在で318名、療育手帳所持者については113名でございます。

こちらにつきまして、身体障害者手帳の所持者については前年317人からということではほぼ横ばいなんです。療育手帳所持者は前年96人からの113人ということで大分増加しております。

こういった増加と、さらにサービスの利用ということなので、利用者が希望するサービスを受けたいという方が増えたということもあるんですが、増加の要因ということで、まずはサービスのほうなんです。一番金額が1,800万と多い療育手帳ということで、こちら療育手帳の所持者の中でも年齢の若い方、特に子どもたちですね、15歳未満の方の申請と取得が増加しております。こちらの要因につきましては、今までですと、なかなか家庭の状況などから手帳の申請まで至らなかったという方が多かったんですが、現在、放課後児童デイサービス等、利用のできる事業者がどんどん増えてきてまして、環境が整ったことによりまして、家族と相談する中で手帳所持に至って、その結果、手帳所持が増加すると。それに比例して放課後児童デイサービス等の利用が増えて、結果的に予算が増えているというふうに分析してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

38ページ、土木施設災害復旧に要する経費のご質問でございます。

まず、当初に計画できなかったのかという、その部分について、経過をまず説明

申し上げます。

まず、この大作田1号線の災害復旧事業に伴います搬出土砂約1万6,000立米につきましては、査定申請の段階では、玉井字前ヶ岳地内の民地に運搬する計画でありました。議員さんもお存じかと思いますが、建設発生土の処分につきましては、基本的にマッチングを図る、欲しい方、必要としている方の元に運ぶ、再利用を推進するという基本的な方針が一つあります。初めからお金をかけて処分場で処理するというのではなくということでございます。

当然に、国の査定におきまして、私どもも残土処分の扱いについて問われますので、搬出予定地を確保し、臨んだわけでございます。しかしながら、今年、静岡県熱海市の土石流事故を受けまして、土砂搬出予定地の状況、安全性について再検討する必要に迫られたものでございます。そこで、ふくしま市町村支援機構に精査を依頼しました。

結論といたしましては、しっかりした根拠、測量設計に基づいて盛土の施工管理をしていくべきであるといった回答でありました。

しからば、その必要経費はどのくらいかと申しますと、安全に盛土を行うためには、設計費、あとは施工費含めて3,000万以上かかるという見積内容でございました。また、災害復旧の工程等を考慮しますと、測量設計に時間を費やす余裕もないことも明らかになってまいりました。

ここから代替案として検討し始めたわけですが、民間地の受入れ地での処理を検討したわけでございます。幸いに、時系列的には査定後になります。県工事の建設発生土の受入れ登録、村内の業者受入れ登録、議員さんおっしゃいましたが、アジア開発産業がなされたということで、これならば、そこに搬出するならば、工程の短縮、または当初予定していました前ヶ岳の盛土での土砂流出の危険性回避、その払拭も図られるといった判断の下でございます。

今回の残土処理ですが、自治体の課題を解決するために、より安全なほうと内容を変更したものでございますので、ぜひともご理解をいただきたくお願いいたします。

その次のご質問でございますが、受入先につきましては、今のところ予定しておりますのは、アジア開発産業の跡地でございます。

支払い手順につきましては、まず、この手数料がどうなんだという質問でございますが、当初設計では、建設発生土の搬出先を自治体が指定しまして、そこまでの運搬費を設計で見えておりました。今回指定する搬出先が、前ヶ岳地内から又兵衛山地内に変えたいということですので、当初の設計自体は変えることなく、新たに発生する残土処理、残土処分についての予算を別契約で別の予算立てで行いたいということでありまして、残土処分の手数料ということで計上させていただいたものです。

続きまして、支払い手順につきましては、あとは数字の根拠でございますが、残土の予定数量としましては1万6,175.4立米を搬出土量として見てございます。それに立米1,000円の処理費用に消費税を掛けたものとしまして1,779万2,940円、約1,800万円ほどの処分料ということで見てございます。これは

あくまでも予定でございますので、増嵩による増とかを見込みまして、2, 100万円今回計上させていただいたといったものでございます。

支払い手順につきましては、建設発生土受入れに関する契約を結びまして、請求に合わせて支払いしていくといったものでございます。

建設課における質問の回答は以上でございます。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

まずは、どの程度の事業内容なのかという質問でございます。

アジア開発産業が提出している内容といたしましては、令和3年4月1日からまずは令和5年3月31日の期間になります。

採石法では、処理申請期間が最長で2年間なので、2年後に県による状況調査を行い、申請どおりに施工されているかどうか、現地確認、指導がされ、再度申請許可となります。

面積といたしましては2万3, 046平米、容量といたしましては、先ほど話にも出ましたとおり、48万8, 400立米の予定となっております。

事業内容としては以上です。

あと、説明会の開催等についてのご質問ですが、こちらのほうは、県のほうに申入れはしたんですが、県のほうは、採石法上では説明会までは開いていないという話なので、村が事業者に強い態度で開催するように求めました。その内容を受けまして、事業者により令和3年3月14日開催されております。板倉14世帯、中森が17世帯中12世帯の方が出席しております。村の職員も、業者さんがどういう約束をしたのか、確認、記録を取るために出席しております。

地元からは、車は地元優先にしてくれとか、あと通学路でもありますので、遅い時間、あまり早い時間、通行しないでくれという話、特に水路関係の質問等が多かったと記憶しております。特に、何でかんで駄目だよという強い反対はなかったのかなと記憶しております。

続きまして、安心・安全の確認はという内容ですが、こちらのほうは、県のほうに、まず令和3年1月20日に福島県企業立地課に対して村からの懸念事項等を申入れしております。内容といたしましては、特に土砂流出による災害防止を重要事項として、役場の職員が直接企業立地課に行って担当職員に申入れをしております。

続きまして、令和3年3月19日付で、認可の申請に対しての意見書を文書により福島県知事宛てに提出しております。内容は、土砂及び水質の安全性確保、土砂災害等が生じない施工と管理、地域住民の安心確保や信頼性の構築、指導管理者である企業立地課の関与という中身で、県知事宛てに意見書を出しております。

こちらのほうの跡地処理は、採石法及び福島県採石法事務取扱要綱に基づくものです。跡地処理の技術的内容は、採石技術指導基準書、こちらのほうは経済産業省が出しているものを審査基準としております。

あと、村として独自に、搬出を勝手にされると困りますので、搬出前に土砂等の受

入れ調書、確認書、内容といたしましては、場所、発生量、あと土砂の搬入期間、運搬回数、あと内容で、5時以降の搬入はしないこと、あと跡地の状況のチェックシートを作りまして、どういうところなのか、工場の跡地の残土なのかというような10項目ぐらいのチェックリストを作りまして、業者がチェックを入れて初めて搬入を認めますよと、勝手に入れないでくださいと。

先ほど言った地元の説明会でも、業者さんのほうは、基本的に公共事業を優先しますということを約束しておりますので、出どころのはっきりしないものは入れないように再度指導していきたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な説明ありがとうございました。

村が何の考えもなしに同意されたとは思っておりませんが、県の認可に対して物を申すべきではないかもしれませんが、結局、あの地域に大きく言えば50万立米の土砂が堆積される。将来、取りあえず、私は、これには5年間ぐらいで終了しなければならぬというふうに分かっております。

端的に考えると、10トンダンプで5万台分、それが5年間としても、年300日と考えたって1日30台以上も来るか、300日としてもそれぐらい通行する考えです。先ほども伺いましたが、通学路でもあります。道路環境の安全対策なしに進められる事業展開ではないと思っております。

その辺も含めまして、こういった状況が事業展開されることに、村長はどういう考えで臨みますか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

経過については、今、両課長から話があったとおりですが、まず査定段階では、上のほうに置くしかない。これもかなり心配があった。お金も、先ほど三千数百万という話がありましたが、トータルで4,000万ぐらいかかるだろうということでおりました。

その後、こちらのほうが県の認可を受けたということで、しからは、半分の金額でも済みますし、逆に言うと、県の認可を受けた場所であるので、そこを村が入れることによって、入れている間は、村は逆に言うと監視ができると。一つの搬入の事例にもなりますので、そういうことも実際問題としては考えておりました。できれば、了解を得られれば、村独自で監視カメラを設置して、どういうものを受け入れているかというようなこともしっかり監視をしたい。ただ、村にはその権限がありませんので、これについては申入れをしたいというふうには考えております。

公共のものを運び込むという業者の説明だと、矢吹、鏡石、玉川村の阿武隈川の遊水地の土を運ぶことを想定して今回県の認可を受けたということは、逆に言うと、国の事業の途中、土を持ってくるということですから、当然、国・県の監視は通常の搬入よりは厳しくなるだろうというふうに、逆に言えば、その監視を期待しているところ

ろです。

私が県のほうにもお話ししましたが、業者にもお話をしていますが、途中で問題が起きれば、止めていただくと。最後まで完成することは、村としては同意できないということは覚悟の上で、これについてはお話しをさせていただきました。

県の認可は非常に緩いんです、申し訳ないんですけれども。住民説明会も要らないというようなことでしたから、それでは村は同意というか意見書としては納得できませんということで、これは厳しく県のほうにも申入れをしまして、業者のほうにも申入れをしました。

それで、県のほうには、先ほど言いましたように、かなり細目についての条件を出しておりますし、県の関与をもっと強めてくれと、監視を、これも要望をしております。これはずっとこの事業期間中は要望し続けて、トラブルが起きればすぐに止めていただくということでやっていきたいと思っています。

あと、一方通行のお話がありました、これも地元が通過するときは狭いので、行った来たするとなかなか大変だということで、業者が自分たちで反対から入らないようにというふうに処理したようですが、これは、もし支障がということで、片方から入れないのかというような支障がある場合には、片方から入って片方から抜けるというのは、これは業者の判断ですから、これはやむを得ませんが、紛らわしいような看板がある場合にはまた指導していきたいと思います。

これを入れないで、また元に戻すということになると、もう一度設計をしたりして、この工事がさらに大幅に遅れてしまうという事情もありますし、しっかりと村のほうとしては、監視を含めて、業者指導、県の申入れは、その都度厳しくやっていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） きちんとした対応はされるということを伺いました。

ただ、地域の皆さん、実際、説明会は中森部落の何人かと、あと板倉の方にされたようでございますが、説明会も、板倉は区長、副区長のみで、それで中森地区は12人の住民、そういう程度でございます。

それは、村長、結構なんです。出ていません、出ていない。そういう形の中でのさらなる住民説明会を、説明会をやったという形態だけが必要だったと思います。それで認可になるんだからやむを得ない。ただ、村の対応としてやったことが、そういう形でいいのかどうかと。

あと、なぜ私がこういう質問を設定しているかということ、地域の中では約50万立米近くの土砂があそこに盛られることに懸念を持っているわけです、現実には。いろんな、確かにそれは地元の住民にとってみれば、あの地域に50万立米という形、先ほどダンプの数とか何か、数字で申し上げられましたが、膨大な量なんです、土砂の量としては。それは安全なものを入れるということは、それは当然であります。ただ、ですから、何かあった場合、大雨が降った場合、板倉に流れるか中森に流れるかは分

かりませんが、ただ、そういうおそれがあるということだけは、地元の人たちは不安に思っている。不安に思っている方が私なんかいろいろな形で、何だ、あの仕様は、ああいうやり方は、村のやり方はあるまいとか何かというのが、苦情が今の段階になってきているものですから、私たちは当初の説明会とか何かにも参加することもできませんでしたし、内容も分かりませんでした。今回、議案調査という形で調べることができて、初めて数値とか何かをつかめているわけですが、やはりそういうものに対しての村の姿勢というのは、村民に敏感に反映します。

そういうことも含めましての私の今回の、考えていただけませんか、再検討していただけないか、そういう願いでありました。その辺ご理解いただいて、この質問、これ以上の答弁はないと思いますから終わりますが、その辺ぜひ考慮してこの事業を進めていただきたい、それが願いであります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度答えは要らないということですが、答弁というよりも、お願いをしたいと思いますが、許認可が県にありますので、やっぱり手続論なんですね、県のほうの。これやった、これやった、これやった、これやったということで許可が出ていますから、村としては不本意なところがいっぱいあります。

ですから、逆に言うと、地域から不安が出たり、実際、最初の頃、示談するのに、ガーガーガーガーガー、私も近くの畑にいて、すぐに係のほうに、ああいう音を朝から晩まで出していたんでは困るよと業者に申し入れろと言って、業者に申し入れたら、あのとときの準備期間だけで、あとはああいう音はしませんということですので、私も含めて、やはりあの地域でそういう声があった場合には、ぜひ役場のほうに伝えていただいて、役場は決して業者の味方で許可しているわけでも何でもありませんので、どちらかという規制する側にありますので、そういう話が、住民から不安が出れば、途中で改めて説明会とか業者に求めることも当然可能ですので、ぜひそういう声がある場合にはお知らせいただきたいと思います。対処したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 29ページ、畜産業費の堆肥センターの運営に要する経費で、②ですね、その下の10の需用費、備品修繕費というのはどういう機械なのかと、その下の林業振興費、①の林業の振興に要する経費で、委託料、危険木伐倒業務委託料、あれのときちょっと聞いたんだけど、玉井の出新田というようなことを聞いたんですが、この伐倒する材木ですね、松くい虫なのか、それとも一般の落葉樹とか広葉樹なのか、そこをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

29ページ、まず堆肥センターのほうの備品修繕関係なんですけれども、こちらユニック車のプロテクター修繕と、あとマニアスプレッターのキャタピラー部分の修繕になります。

あともう一つ、林業の振興に要する経費の危険木伐倒業務ですけれども、こちらにつきましては松くいの方の危険木となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第79号「令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第80号「令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第81号「令和3年度大玉村介護保険特別会計補正
予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第82号「令和3年度大玉村水道事業会計補正予
算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第11、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付しましたとおり、各常任委員会の閉会中の継続調査申出書及び議員派遣の件が提出されました。

お諮りいたします。

各常任委員会の閉会中の継続調査申出書及び議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の閉会中の継続調査申出書及び議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第1、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会から所管事務のうち、おのおのの記載の事件の調査について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(菊地利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(菊地利勝) 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第7回大玉村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時22分)